

記録や事件の処理を含めることを躊躇しないだけでなく、詳しい精査と思考による発見と分析にのみ依拠するのである。次の論点要約(の章)における結論は、目に見えない制度に対する参照は、その性質からして、概して試験的なものであり、研究者は編者の判断に非明示的な信頼を寄せてはならず、自らの主題を探し、自らの史料を集めるべきである。

これまで行われてきたように、ヨーロッパ制度史となにげない比較を行うことは、研究者の側にヨーロッパ封建制について多かれ少なかれ進んだ知識をもつことを当然視している。その理由は史料に対する文献上の参照が短縮されるか、紙幅の節約のために省略されているからだ。研究者に望みたいのは、十分な学術的案内を行うことと十分な史料をもつて意図した比較を注意深く行うことである。(同上、五一―五頁)

これらの引用から、朝河の編集意図が理解できるであろう。

## 第5節 朝河史学の継承のために

マルク・ブロックと朝河の交流

朝河は完成した『The Documents of Fiki』をフランスの経済史家マルク・ブロック<sup>(28)</sup>に送っている。一九二九年五月七日付ブロック宛ての手紙は、その送り状だ。これに対してブロックは一九二九年二月五日付で返信し、朝河は一九三〇年一月八日付で書簡を書いている。

朝河は一九三〇年一月二〇日付でもブロックに宛てているが、これは『入来文書』を読了したというブロックの手紙への礼状である。「何よりもまず、『入来文書』をあなたがお読みくださったことに対して心から感謝いたします。

「ご多忙中にもかかわらず、このたいそう退屈な本を読み通してください、あなたの主宰する『年報』にみずから紹介を書いてくださることに対しお礼の言葉もございませぬ。貴信のなかの本書についての賛辞は、小生を大いに喜ばせるものであります。今までに出た本書の紹介のうち、オットー・ヒンツェの『歴史学雑誌』（一九三〇年第二号）の紹介と、アヴァンドによる『イタリア法制史評論』（一九三〇年一月）の紹介とが、他のどの紹介よりもより細心のものといえます。貴下ご自身による本書の紹介を『年報』誌上で一日も早く拝読できますことを楽しみにしております」。

朝河がブロックに宛てた最後の手紙は一九三四年二月一〇日付のもので、ブロックの企画したシリーズへの日本農業についての一冊を執筆する依頼を時間的余裕がないとの理由で丁寧に断つたものである。ブロックは名著『封建社会 (Feudal Society 原書名・La Société Féodale)』（岩波書店、堀米庸三監訳、一九九五年）の「文献案内」のなかに、朝河の「The Origin of the Feudal Land Tenure in Japan (日本における封建的土地保有の起源)」[The Early *Shō* and the Early Manor (初期荘園と初期マナーとの比較研究)] および『The Documents of Iriki』の三点を挙げている。

仏独伊の中世史家——マルク・ブロック、オットー・ヒンツェ、E・R・アヴァンドの評価

これについては、三つの書評を矢吹訳『入来文書』の巻末に掲げた。<sup>(43)</sup>朝河の業績が当時の代表的専門家から高く評価されていたことは、これらの書評から明らかであろう。

ジョン・W・ホルの朝河評価

ジョン・W・ホル（一九一六〜一九七）の朝河論は、『荘園研究／Land and Society in Medieval Japan』に寄せた「比較史家としての朝河貞一」<sup>(44)</sup>が最も優れている。しかしここでは朝河論が課題ではないので、他の論文から具体的な朝河引用を調べることにするが、エドウィン・O・ライシャワー（一九一〇〜一九〇）およびジョージ・サンソム（一八八三〜一九六五）の日本封建制論がいずれも、その基礎的構成要素 (basic ingredient) において朝河の *shōen* や *shiki* system

についての観念に基づいている、という指摘には特に言及しておきたい。<sup>(45)</sup>

さてホールは「日本の封建制」<sup>(46)</sup>で、朝河の業績を次のように論じている。なお、この論文の翻訳は宮本又次ほか監訳『徳川社会と近代化』<sup>(47)</sup>および武田清子編『比較近代化論』の両書に収められているが、本書では前者から引用する。ホールはまず朝河「日本封建制の諸相」(「莊園研究／Land and Society in Medieval Japan」所収の英文論文)を典拠としてこう述べる。「マルクス主義者のサークル以外で、西洋において、日本の封建制の概念の使用に学問的な評価をあたえたのは、朝河貫一であった。朝河は、ヨーロッパと日本の両制度にかんする第一次史料を駆使して、ヨーロッパと日本の封建制の比較考察をおこない、首尾一貫した体系的な方法論を展開することに成功した。朝河の「日本封建制の諸相」という論文は、この問題の標準的な解釈としてながいあいだ意義をもっていた」<sup>(48)</sup>。続けて「ごく最近にいたってはじめて、フランスの学者であるジュオン・デ・ロングレが主として法制史学派の学問的業績を基礎にして、朝河の研究を補足している」(Jouon des Longrais, *L'Est et l'Ouest*, Tokyo, Paris, 1958) とす。

最後に、われわれは、ヨーロッパと日本の諸制度を比較研究するための手段として設定された、これまでのものに比べれば、より具体的な定義に戻ることしよう。それは、朝河貫一の注目すべき定義である。

封建社会においては、(1)支配階級はいくつかの武士の集団によつて構成されており、そのおのおのの集団は、相互にサーヴィスの提供をおこなう徹底した人的紐帯の環によつて結ばれている——この紐帯は、きわめて個人的なものであるので、究極的には、それぞれの環は二人の武士のあいだ、すなわち領主と家臣とのあいだの関係として表現される。また、きわめて人格的結合が強いので、一方が他方にたいしてその死にいたるまで忠誠を誓うことになる。家臣の奉公は、一般的には土地の授与による反対給付をうけるが、この場合、この土地は二次的な要素としてのみ、この関係に入るのであって、第一義的な発動力となるもの

は、領主と家臣のあいだにとりむすばれる個人的な軍事契約である。

(2)しかしながら、他の階級に属する人たちも存在するのであり、すべての階級の分化は武士階級もふくめて、私的な土地保有と一致する。この特定の社会における私的な土地保有は、絶対的な所有権を認めるものではなく(ただし、絶対的な最高君主がいる場合においては、その君主は例外とする)、たんに一連の相対的な保有にすぎない。

(3)社会全体の一般的な政治のあり方からみれば、これらの私的土地保有を媒介として、公的な権利の行使と義務の履行がおこなわれる。同時に土地の上級所有権は私的に軍事力をたくわえたものの中に帰する。したがって、この私的な武士は「国家」の公的な機能のすべてを自己のものとする。——いいかえれば支配階級は、軍事力と土地の支配を確保しているがゆえに、公的権利の私的な篡奪と私的な機関の公的な利用という、きわめて特異な状況をもたらした。すなわち、行政、財政、軍事および司法の諸方面において、公的なものと私的なものの混淆と癒着がみられる。<sup>(4)</sup>

この一節をホールは朝河「日本封建制の諸相」(『荘園研究／Land and Society in Medieval Japan』七八〜七九頁に所収)から引いて、次のようにコメントしている。

朝河の定義は、ウェーバーやストレイヤーの定義にちかい。領主と家臣を結びつけている紐帯と、私的な身分を公的な権威に結びつけている知行の二つを重視している。また明確にはのべていないが、農奴制成立の諸条件についてもある程度説明をおこなっている。この朝河の定義の最大の欠点は、おそらく、支配階級による権威の行使が、公的権利の「篡奪」であると前提したところにあると思われる。<sup>(5)</sup>

朝河もデ・ロングレも、オマージュの慣行と日本の見参の慣行、恭順の誓約を宣誓するのと、誓紙を読み上げる

慣行、フィーフと知行地の、それぞれのあいだに顕著な類似が存在することを認めている。これらの慣行は、同質性のわれわれの検証を満足させるだけの類似性を、個々の部分においても、またそれらの相互の関係においても、十分にもつているようにおもわれる。しかしなお、日本とヨーロッパの慣行の間には多くの明確な相違点も存在するのである。<sup>(5)</sup>

階級間の相対的な閉鎖性は、前近代の日本の大部分の歴史過程を通じて存在する共通現象であった。専門的な武力をになう特権的階級の独立も、武家時代に特徴的なものであった。とくに「社会的身分の階層が知行の階層に対応する」ような状況が一般的となるのは、日本においては一六世紀においてであった。<sup>(6)</sup>

くわいでホールは『The Documents of Iniki』の序説（一九五五年復刻版、二九頁）の一句を引用している。

ヨーロッパに典型的な農奴制と、荘園制の厳密な形態が、日本にあらわれなかったことは認めねばならない。朝河もデ・ロングレも、農民の負担の質的な相違を指摘するのに慎重であった。日本においては、そのような負担は、保有地の生産物にたいする割合で支払われるか、あるいは、耕作者の所有地から計算された評価額にもとづいて支払われた。領主の直営地での労働、あるいは賦役労働のような特殊な労働負担の規定は、存在しないこととはなかったが、まれであった。朝河はこの事実を、日本における稲作農業の集約的形態と、西洋における粗放的な畑作農業の相違という観点から説明している。日本の荘園とヨーロッパのマナーの相違は、朝河によってかなり詳細に論じられている。しかしマナー制度の特殊なこまかい点を取り入れるために、われわれの封建制の定義を修正しようとするのでないならば、右で述べたような相違は、封建制モデルを日本へ適用することにならざる支障はないはずである。<sup>(8)</sup>

ホールはここで「初期荘園と初期マナーとの比較研究」から引用している。

鎌倉期に日本がどの程度「封建的」であったと考えられるかということは、主として、守護地頭制度の権威が、どの程度日本全土に滲透していたと考えるかにかかっている。最近にいたるまで、研究者（朝河や日本の法制史家たち）は、將軍によって行使された権限を過大評価する傾向があった。これは鎌倉期の諸制度の研究が、これまでも主としてその史料を幕府記録からとっていたことの当然の結果である。ごく最近の研究は、幕府のより妥当な位置づけをおこなっている。

ここでホールは金井圓「鎌倉時代備前国衙領について」（『日本歴史』一五〇号、一九六〇年一〇月）に依拠して、朝河を論評している。

鎌倉時代を通じて、現実に封建的慣行が存在したかのように考えることは禁物であるが、同時に、時代がすすむにつれて、政治と社会の分野における封建的關係の発展が、着実に律令—荘園体制をほりくずしていったこともまたあきらかである。朝河が、土地所有制度における荘園から知行への移行という形で説明しているのは、まさにこの浸食の過程である。しかし、この過程は、朝河の研究でしめされているよりは、もっと複雑で、同時にゆっくりとした変化であつて、政治・社会の両分野において、いろいろな角度からあとづけてみなければならぬものである。

ホールはここで「寺院領」を典拠として論述している。

この時期（一六世紀）には、法的な管轄領域と実際の支配地域とのあいだのずれは、ほとんど消滅していた。荘園的土地所有における各層に分割された複雑な職の体系は、統一的な知行に道をゆずった。大名は自己の戦闘能力に応じて領地を維持し、自由にその領地を処分することができた。また大名は、知行を与え、領地を保証してやった領主として、家臣に絶対的な権力をふるった。大名領国内では、「武士はすべてその大名の家臣か、陪臣であった」のである。<sup>(56)</sup>

ホールはこうして『The Documents of Iniki』の序説（一九五五年刊の復刻版、二九頁）から引用している。

一五三〇年代から一五九〇年にかけて、日本をまきこんだ大戦乱は、新しい全国制覇の形成をもたらしたが、かえって日本の社会の各分野からもっとも典型的な封建的慣行を消滅させるような条件を生み出していったのである。皮肉にも、日本が、最初にいわゆる「封建領主」の完全な支配下に入った時、かれら領主そのものが、すでに、かれらの支配形態におけるもっとも重要な封建的な側面をなくなりすてていたのである。<sup>(57)</sup>

ホールはこうして『The Documents of Iniki』（一九二九年刊の「A SUMMARY OF POINTS」四四頁）を典拠に述べている。

歴史家の多くは、徳川期の日本を封建的として完全に特徴づけてしまうことの危険性を認識している。多くの論者は、徳川時代を「後期封建制」、「集権的封建制」、「封建的統一国家」という術語で規定することによって、その評価をやわらげようとした。朝河も、徳川体制は「全体としてみても、あるいは部分的にみても、また武士階級においても、農民の側においても、もはや純粹に封建的とは言えない」と注意深く指摘している。残念ながら、朝河は、この見解を、徳川治下の農民の研究（中略）をのぞいては、十分に敷衍することをしなかった。朝河の

時代以来、西洋の研究者は、いわゆる「封建制再編成」説、つまり徳川の支配者たちが、封建制から急速に遠ざかりつつあった日本を受継ぎ、それを以前よりもっと厳格な封建的状态にひきもどしたという説に、同意をしめすものがだんだん多くなってきたのである。<sup>(58)</sup>

ホールは「日本封建制の諸相」(「荘園研究／Land and Society in Medieval Japan」101頁)に基づいてこう論述している。

徳川社会の他の分野においても、権威は個人的な権利としてよりは、むしろ制度的な、あるいは法的な径路を通じて行使されていた。武士階級の権威は、封建体制のもとでは、知行地や農民にたいして私的に行使される大権としてみとめられていたが、これも、非個人的な、公的な行政体系に道をゆずった。農民階級にかんしていえば、人格的に緊縛された状態からしだいに大名に年貢を支払う小作人的身分へと移行していった。地方行政は、大名の官僚機構に吸収され、もはや大名の家臣に再分割されなくなった。賦役や下人労働は、有償の労働や有給の内奉公にしだいにとってかわられた。<sup>(59)</sup>

#### オーシロ・ジョージによる文献調査

オーシロ(桜美林大学教授)は「朝河貫一と英語による日本の封建制度の研究」<sup>(60)</sup>において、次のように朝河の影響を記している。

「サンソムが一九三二年に出した*A Short Cultural History of Japan* [正しくは*Japan: A Short History*]には朝河の渋谷と島津の荘園についての記述が引用されている」「朝河とサンソムは一九三六年にも、また、その後にも手紙をやりとりしている。朝河は「あなた(サンソム)の教科書を使っている」とも書いている」「[ただし]彼(サンソム)の大作*A History of Japan*の(う)を探しても朝河についての記述がなく、索引や参考文献のリストにさえも含まれていな

「い」「朝河は一九四八年に亡くなったが、彼が開拓した研究分野は日本でも外国でもその後の十年間でめざましい発展を遂げた」「それ故、もはや朝河を引用する必要がなくなつたというのがその理由であろうと思われる」「ホルルの指摘するように」ライシャワーは、近代日本の前段階としての日本の封建制の重要性を強調する朝河の解釈を踏襲している。「しかし」彼の自伝の中に朝河は登場しない。「入江昭が矢吹晋宛の電子メールの中で、自分は「一九五〇年代のハーヴァード大学の大学院で、大学院生の仲間達が、朝河の『入来文書』は日本中世史の全ての研究の出発点であつたこと、そして、ライシャワーも円仁の研究では『入来文書』を大いに参考にしたということ話を話していた」のを覚えていと述べている」<sup>(91)</sup>。

オーシロは次いで、ジェフリー・P・マスの朝河評価に言及するが、その前に、オーシロの次のコメントだけはこので記しておきたい。「ホルルは（またマスも）朝河が〔中略〕学問上の後継者を一人も育てなかつたことについて言及している〔が、その原因は朝河が優れた教師ではなかつたからではなく〕日本史の研究に朝河のように夢中で取り組もうとする気持を持つ者などいなかつたというのが実情であろう」「朝河の時代のアメリカでの「歴史的環境」が、彼の学問の後継者の欠如の理由である」<sup>(92)</sup>。

### ジェフリー・P・マスの朝河評価<sup>(93)</sup>

ライシャワー世代を初代、ホルル世代を第二代とすれば、スタンフォード大学教授マスは第三世代の日本研究者に属する。マスの論文集『日本史における古代と時代錯誤』<sup>(94)</sup>には刺激的な朝河批判が見られ、興味津々である。巻頭論文「ジョン・W・ホルルの学問 (The Scholarship of John Whiney Hall)」は、引退する師に贈る弟子からの業績評価だが、いかにも米国人らしい率直さで語られる。

マスは言う。「朝河は橋を架けるよりは障害を設けた。朝河はその著作で職制度<sup>しよ</sup>について大いに語つたが、二つの絶対に重要な箇所<sup>しよ</sup>で間違えた。第一は、職が社会階層を決定していること、言い換えれば所有者、管理者、耕作者が

それぞれ他人のタイトルを保有できなかったことをみきわめなかつたことだ。第二は、職が「無限に分割可能だ」と定式化したことだ。あまりにも魅惑的な観念なので、ホールも含めて誰もがこれを繰り返した。どこが間違っているのか。きわめて重大なのは、朝河が平安時代を通じて武士が上位の貴族に対抗して庄園を集積し始めたとする印象を与え、サンソム、ライシャワー、ホールなどがこれに追随したことである。ここに時代に固有の階級衝突があり、両者は同じものを切望した。しかし、キリーが主張したように、二つの階級は異なるレベルの職を要求し、それは利害の衝突よりは混合を意味した。すなわち、私の主張のように、すべての庄園は中央によって所有されており、武士にとって是可以なことよりもできないことがより重要であったのだ。職の制約を逃れることができないために、武士は先立つて権力を握ることに失敗したのであった。職の分割可能性についての第二の点は、いくらか技術的なものだが、この問題と関わっている。この観念を主張することによって朝河は単一の土地から派生する多数の職という観念に焦点を当てた。彼は個々のタイトル自体が分割できると言ったのではない。より正確に言えば、土地は分割でき売却できるが、職は分割できず、移転できないものであった。一三世紀になってようやく職が流通し始めた。<sup>65)</sup>

なおジョン・W・ホール、ジェフリー・P・マス編『中世日本——制度史論集 (Medieval Japan: Essays in Institutional History)』（スタンフォード大学出版、一九七四年）は、元々朝河を記念して編集された論文集である。ホール論文「Kyoto as historical background (歴史的背景としての京都)」は、朝河の「中世日本の寺院領」を一カ所引用している。エリザベス・サトウの「The early development of the *Shoen* (初期荘園の発展)」は、朝河「荘園研究 / Land and Society in Medieval Japan」から桑原庄を二カ所、そして「初期荘園と初期マナーとの比較研究」を引用している。

朝河史学はなぜ歴史の間に埋もれたのか

マルク・ブロックとオットー・ヒンツェ、E・R・アヴァンド、ジョン・W・ホール、ジェフリー・P・マス、そして日本の中世史家・竹内理三、さらに本章「そのⅡ 第3節 3. 堀米庸三の朝河評価」で取り上げる西洋中世史

家・堀米とライシャワーによって、朝河史学の位置づけはほぼ確定したとみてよい。にもかかわらず、本章の冒頭で指摘したように、朝河史学は依然黙殺されたままである。<sup>(66)</sup>

朝河のライフワークがなぜ歴史の間に埋もれたのか。その原因を整理しておきたい。

第一は、識者が指摘しているように、英語で書かれたからである。しかし英語で書かれた新渡戸稲造（一八六二～一九三三）の『武士道』や岡倉天心（一八六三～一九一三）の『茶の本』が版を重ねていることからすると、英語自体に罪があるわけではない。つまり英語で書かれた厚い本、読みにくい本であること、これが敬遠された第一の条件であろう。朝河自身がブロックへの手紙で「たいそう退屈な本」と評し（本書一〇三頁参照）、ブロックもまた「文体の意図的な飾り気のなさ、極小印字の印刷方法までもがときおり読み終えるのを困難にする」と書いている通りである。<sup>(68)</sup>

第二に、朝河は解説書、通説のような一般向けの本を書かなかった。自らの研究活動にすべての精力を費やして「精進」すること（朝河真一遺詠で用いられたキーワード）を心がけた結果である。私は彼の禁欲主義に敬意を払うが、他方で彼に若干の不満を感じないわけにはいかない。朝河は自らの学問的成果をわかりやすく書く努力も多少は払うべきであった。むしろこれは事後の印象である。朝河自身は、ここまで徹底して自らの学問的成果が黙殺されようとは予想だにしなかつたに違いない。

第三に、朝河の封建制論を最初に理解した清水三男の早逝が惜しまれる。莊園を安易にマナーと対比した法制史家・中田薫の思いつきは、おそらく本人の思惑を越えて広まり続けた。一五年戦争のイデオロギーとして皇国史観が強制され、これが反作用して、古代的莊園を封建的マナーと混同する時代錯誤の歴史観に対して「一見正しいような仮相」を与えたのであろう。これに警告した朝河の慧眼を的確に受け止めた清水は、この示唆を容れて『日本中世の村落』を書いたが、まもなくして戦地に追いやられ、生きて帰ることはなかつた。日米戦争の最中に出たこの本に、在米の自由主義学者・朝河の名を記すことは、もとより不可能であった。清水は治安維持法の被告であった。しかし、

戦後清水を評価した者たちが（竹内のような同年生まれの例外は別として）、清水が明記したくとも書けなかった真実を行間から読み取ることはなかった。古典として岩波文庫に収められたのは一九九五年のことだが、校注者・大山喬平は、この問題に触れなかった。

第四に、朝河の業績を同じ中世史の専門家として十分に評価した竹内理三の二つの論文（『入来文書』復刻版所収の解説および『荘園研究／Land and Society in Medieval Japan』所収の解説）もまた英語で書かれた。これに先立って日本語で発表された竹内論文では、朝河の名が典拠とされていなかった。竹内は、清水と事情は異なるが、一九六五年になってようやく本格的な朝河封建論を書いたのであった。とは言え、ここでも『The Documents of Iriki』からの引用はない。第五に、竹内の本格的な朝河封建論が発表されたのは、まさにハーバード大学の歴史学教授ライシャワーが駐日大使を務めていた時期に重なる。ライシャワーの日本封建論が朝河の学問に多くを負っていることは、ホールや堀米の分析した通りだが、当時の日本では「ケネディ・ライシャワー路線」なる色眼鏡でライシャワーをみる向きが特に学界では、主流であった。このようなムードのなかで、ライシャワーの評価する朝河の学問、そして竹内が英語で書いた解説が正当に評価されることはなかった。こうして、朝河の著作は、その祖国で三度黙殺された。すなわち一九二九年の出版時、一九五五年の『The Documents of Iriki』復刻版出版時、続いて一九六五年の『荘園研究／Land and Society in Medieval Japan』出版時である。

以上に列挙した事実は、個々の現象にすぎないかもしれない。朝河史学が日本の歴史家によって、いな日本国民によって受け入れられなかったことには、もつと深い理由がありそうだ。それは朝河史学の描く日本封建社会があまりにも積極的、先進的な明るいイメージであったことによるのではないか。この特徴を最もよく表しているのは朝河の明治維新論である。朝河が一九〇九年にクラーク大学で講演した記録を整理した論文『Some of the Contributions of Fendal Japan to the New Japan（近代日本が封建日本に負うもの）』の一節を引用しよう。この論文では徳川時代が明治維

新の成功のすべてを用意したとする。

### 朝河の明治維新論<sup>(69)</sup>

朝河曰く「將軍徳川慶喜がついに目覚めたのは、一八六七年のことであり、その事實は自由に思考する者にとつては一五年前（ペリー来航）から明らかなることであつた。すなわちもし日本が独立国家たらしんとするならば、封建制よりももつと集中した政府を作るべきことである。かくして明治維新として知られる徳川政権の自発的な大政奉還は、衆知のように一八六七〜六八年に行われた。徳川期に維持された社会的道德的制度がなかつたとしたら、この革命がかくも成功裏に達成することはありえなかつたはずである」「武士階級は日和見主義を習慣的に輕蔑し、自制と忠誠の理想をもつて国家統一の新しい運動における指導権を幸いにも引き受けた。何世代にもわたつてその生命よりも個人的な名譽を高く評価するよう教育されてきた武士階級は、ただ勇氣だけをもつて障害と危険にもかかわらず、新しい目標に直進することができた。他方、何世紀の間、穩健に訓練された農民階級は、新しい指導者に導かれて、新しい支配者を支えるために必要な種類の人々を形成した」「したがつて封建日本から近代日本への過渡期は、国民の福利という先進的考えに目覚めた武士階級に巨大な覚醒をもたらしたが、農民の靜かな心にはほとんど衝撃を与えなかつた。武士は、より保守的な武士に鋭い衝突を体験させ、それぞれの側に刺激的な英雄的忠誠的行為の記録を残した。農民は旧時代から新時代にかけて、ほとんど一滴の血さえ流さなかつた」「封建時代が独特の社会的道德的制度を準備しなかつたならば、日本の運命はどんなに異なつていたであらうか。武士がもし個人主義的実用主義的であつたならば、既存の秩序が根本的に變化した近代的条件のもとで、国家が独立を保持できたかどうか疑わしい。革命以後の日本を特徴づけるような政体として団結し、調整され、目的をもつて前進することはほとんど不可能であつたはずだ。同様に、農民が批判的であり、個人的に自己主張したならば、国家を転覆させるかに見えたほどの内外の危機を克服して、今日のように存在することはきわめて困難であつたはずだ。国家の存在自体をあらゆる内部の反対

が起こつたに違いない」<sup>(9)</sup>。

#### 内外整合的な各国史を

朝河の描く日本の封建時代とは、このような偉大な遺産を残した時代なのであった。明治維新からおよそ六〇年後に出版された『The Documents of Iki』が戦中から戦後の時代においても、「天皇制ファシズム」を支える「半封建的土地所有制」といった類の感情でとらえ、その証拠を歴史に発見しようと努めていた大方の日本知識人の心に届かなかつたことの意味を改めて考えてみたい。永原慶二があえて入来町に調査に赴きながら、朝河を黙殺する結果となつたのは、前述のように彼の時代感覚と朝河の結論との間には、目もくらむような、天と地ほどのギャップがあると感じられたからではあるまいか。もちろん永原と同時代の歴史家でも、たとえば竹内理三のようにドグマ史観から自由な歴史家は朝河史学を別な目で見えていた例外もないが、日本の知的風土ではまさに永原の側が歓迎された事実が重要であろう。こうして朝河史学は敬遠された。これは自らの歴史学が理解されなかつた朝河の悲劇であるばかりではなく、正しい歴史理解を共有できなかつた日本国民の悲劇にほかならない。ロンドン大学の森嶋通夫（一九二三〜二〇〇四）は晩年に、「これからの各国史は国内から見たと外から見たとがコンシスト（整合的）であるよいうなものでなければならぬ」と強調した。この言葉は、元来は入江昭（ハーバード大学、歴史学）のものだが、森嶋はこの原点から東アジア共同体を構想せよと主張した。入江や森嶋の説く、内外の整合性をもつた歴史記述という問題提起は、まさに諸国民の相互理解のための国民性の研究を提起した朝河の主張と共鳴するものであろう。日欧の封建制の比較研究によつて、それぞれの国民性の比較研究へ歩を進めようとしていた朝河を敬遠したことによつて、われわれが失つたものは大きいのである。

ただし、ここで誤解を避けるために一言しておく。朝河の発見した古文書・入来文書自体はその後、読み続けられてきた。入来院の祖、渋谷五郎定心は頼朝の御家人重国の孫である。定心らは、宝治の合戦の功績を評価され、北

条時頼（左近将監、相模守）によって一二四七年に地頭職を与えられた。南九州の封建時代は実質的にはここから始まるといつて過言ではない。入来文書を無視して、南九州の中世史を語れないのは火を見るよりも明らかだ。問題はその読み方である。朝河はこれをヨーロッパ封建制との比較史の文脈で読んだが、この「比較封建制史の視点」こそがこれまで敬遠されてきたのだ。この事実をより明確に示すために、朝河が用いた欧文著作を一覧しておく。

二〇世紀前半の二つの大戦と後半の冷戦が終わり、二一世紀を迎え、朝河史学はようやく甦る契機を得た。グローバル時代の今日ほど諸国民の相互理解のための各国史の必要な時代はない。古典的な名著が出版以来七六年ぶりに初めて邦訳されたのは、偶然ではないかもしれない。『The Documents of Iriki』（一九二九年）は、真に教奇な著作である。これはわが国の西洋史を含めて史学界全体の歪みを映す小さな鑑であるといつてよいのではないか。

## 補節 海老澤衷「鎌倉幕府の成立と惟宗忠久」を読む

『朝河貫一と日欧中世史研究』<sup>②</sup>の編者・海老澤衷論文「鎌倉幕府の成立と惟宗忠久——朝河貫一研究との関連で」<sup>③</sup>を読んでみた。

海老澤氏曰く「矢吹晋氏は忠久論を「陰画」としてとらえているが、中世国家成立史全体の研究からすれば、ポジとネガは逆転し、渋谷（入来院）氏の活躍は「陰画」であり、惟宗（島津）忠久の動向こそが陽画であるからである」。海老澤氏のような理解が日本史学界の常識らしい。その根拠は「鎌倉幕府成立史を究め、いまでもそのスタンダードの位置を失わない石井進著『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇年）では、惟宗忠久の動きが随所で考察され、守護および地頭研究の一原点となつてゐることがわかる。その後の研究においても、東国では特に「守護」・「地頭」に関わる歴史事例が乏しく、鎌倉幕府成立期に生きた島津忠久は全国的に見てもこれらを研究する貴重なモデル